

平成 2 9 年 松 本 市 議 会 6 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	松本市市税条例の一部を改正する条例	1 地方税法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 固定資産税等の課税標準の特例措置に関する規定の追加 ア 認定誘導事業者が取得した公共施設等に係るもの イ 企業主導型保育事業に係るもの (2) 固定資産税の課税標準の特例措置の拡充に伴う規定の追加 事業所内保育事業等に係るもの 3 施 行 公 布 の 日 等
第 2 号	松本市高齢者屋内スポーツ施設条例の一部を改正する条例	1 施設の廃止に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 安曇番所屋内ゲートボール場の廃止 3 施 行 公 布 の 日
第 3 号	松本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例	1 施設の運営方針の変更に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 題名 松本市老人福祉センター条例 → 松本市梓川福祉センター条例 (2) 利用者の範囲に係る規定の削除 3 施 行 3 0 . 4 . 1

第 4 号	松本市安曇農産物加工販売施設条例の一部を改正する条例	1 施設の廃止に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 安曇番所加工流通施設の廃止 3 施 行 公布の日									
第 5 号	松本市いがやレクリエーションランド条例の一部を改正する条例	1 大規模改修による施設の整備等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 新設する施設 ア アドベンチャーパーク イ オートキャンプ場 (2) 使用料 <div style="text-align: right;">(単位 円)</div> <table border="1" data-bbox="767 994 1430 1137"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アドベンチャーパーク</td> <td>1人1回</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>オートキャンプ場</td> <td>1台1泊</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> 3 施 行 30.4.1等	区 分		金 額	アドベンチャーパーク	1人1回	3,000	オートキャンプ場	1台1泊	5,000
区 分		金 額									
アドベンチャーパーク	1人1回	3,000									
オートキャンプ場	1台1泊	5,000									
第 6 号	松本市宮沢渡駐車場条例の一部を改正する条例	1 指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 導入する施設 市宮沢渡第1駐車場、市宮沢渡第2駐車場、市宮沢渡第3駐車場及び市宮沢渡第4駐車場 (2) 管理方法の変更 直営 → 指定管理者制度 3 施 行 30.4.1									

第 7 号	松本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1 犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道事業計画の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 計画処理人口 12,170人 → 12,080人 (2) 1日最大汚水量 3,674m ³ → 3,902m ³ 3 施行 公布の日
第 8 号	松本市公民館条例等の一部を改正する条例	1 波田公民館の移転改修等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 波田公民館の開館時間 ア 平日 午前8時30分から午後10時まで → 午前9時から午後10時まで イ 日曜日及び休日 午前8時30分から午後5時まで → 午前9時から午後5時まで (2) 中央公民館展示室使用料の削除 3 施行 29.7.20等
第 9 号	松本市Mウイング文化センター条例の一部を改正する条例	1 使用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 展示室使用料の削除 3 施行 公布の日

第 1 0 号	松本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1 国家公務員退職手当法の改正に準じ、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 特定退職者等であって、市長が認めた者に支給する退職手当に関する規定の整備 (2) 移転費に相当する退職手当の支給対象に職業紹介事業者の紹介による職業に就く者を追加 3 施 行 公布の日等
第 1 1 号	松本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 児童福祉法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 引用条項等の整理 3 施 行 公布の日
第 1 2 号	松本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 補償基礎額の加算額に係る規定の見直し 3 施 行 公布の日
第 1 3 号 . 第 1 4 号	平成 2 9 年度補正予算	平成 2 9 年度一般会計補正予算 平成 2 9 年度特別会計補正予算

第 1 5 号	市有財産の取得について (統合書庫移動式書架等)	1 統合書庫移動式書架等を取得するもの 2 取得財産 移動式書架 6 セット 固定式書架 7 セット 3 取得金額 4,428 万円 4 相手方 タカサワ通商(株)
第 1 6 号	市有財産の取得について (消防ポンプ自動車)	1 消防ポンプ自動車を取得するもの 2 取得財産 消防ポンプ自動車 3 台 3 取得金額 4,877 万 2,230 円 4 相手方 (有)埴原防災
第 1 7 号	市有財産の取得について (松本都市計画道路 3・2・1 2 号内環状北線整備事業用地)	1 松本都市計画道路 3・2・1 2 号内環状北線整備事業用地として大手 3 丁目地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 149.81 ㎡ 3 取得金額 1,203 万 7,450 円 4 相手方 松本斉産土地(株) 外 4 人
第 1 8 号	市有財産の取得について (松本城南・西外堀復元事業用地)	1 松本城南・西外堀復元事業用地として大手 3 丁目及び城西 2 丁目地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 481.73 ㎡ 3 取得金額 3,851 万 1,769 円 4 相手方 松本斉産土地(株) 外 4 人

第19号	市有財産の譲渡について (七嵐多目的集会施設)	1 七嵐多目的集会施設を無償譲渡するもの 2 譲渡する財産 木造平家建 延 193.15㎡ 3 相手方 七嵐町会
第20号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 2路線 3 認定延長 103.08m

2 報告

(1) 繰越 4件

- ア 平成28年度松本市繰越明許費繰越計算書
- イ 平成28年度松本市事故繰越し繰越計算書
- ウ 平成28年度松本市水道事業会計予算繰越計算書
- エ 平成28年度松本市下水道事業会計予算繰越計算書

(2) 法人事業計画等 7件

- ア 平成29年度一般財団法人奈川振興公社の事業計画及び予算
- イ 平成29年度一般財団法人松本市芸術文化振興財団の事業計画及び予算
- ウ 平成29年度一般財団法人松本ソフト開発センターの事業計画及び予算
- エ 平成29年度一般財団法人松本ヘルス・ラボの事業計画及び予算
- オ 平成29年度一般財団法人乗鞍温泉供給公社の事業計画及び予算
- カ 平成29年度一般財団法人松本市勤労者共済会の事業計画及び予算
- キ 平成29年度松本市土地開発公社の事業計画及び予算

(3) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 2件

- ア 自動車事故にかかわるもの 1件
- イ その他事故にかかわるもの 1件